

# 自治会等地域ボランティア学習活動支援事業

## 事業概要

長期休業中に自治会等が行う3日以上 of 学習活動に要する経費を補助



## 支給要件

事業主体は、自治会、自治会PTA、地域の有志・団体等

教科学習以外の体験・研究活動も対象(絵画教室、習字教室、お菓子づくり...)

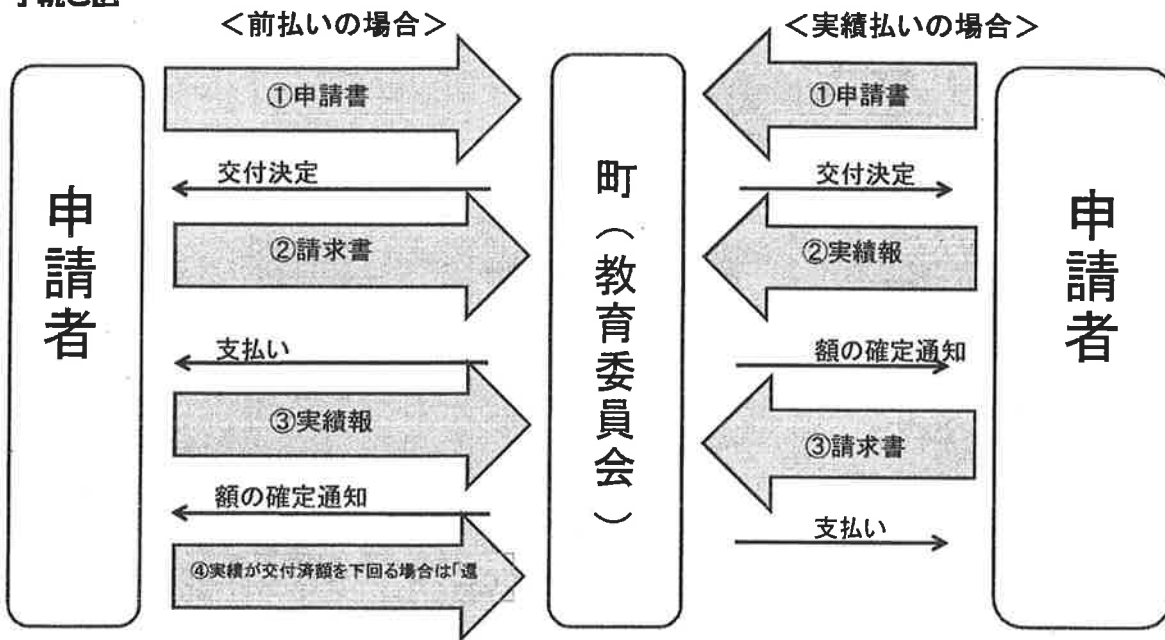
学習活動の対象は、地域の児童生徒

補助対象経費は、指導者謝礼(1回/人1,800円、上限3万円)、教材・原材料費(上限1万円)

申請は各団体年間1回

外部団体が主催運営する体験学習への参加料、施設への入館料、食糧費は対象外

## 手続き図



## 申請先

教育総務課 (☎37-5870)